

八代市監査委員公告第7号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定期監査の結果に対する措置状況報告書を、別紙のとおり公表します。

令和3年4月26日

八代市監査委員	江	崎	眞	通
八代市監査委員	上	原		治
八代市監査委員	古	嶋	津	義

定期監査結果に対する

措置状況報告書

(令和3年4月)

八代市監査委員

目 次

措置状況報告書

【平成29年度実施分】

- ◆ 市民活動政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

【平成30年度実施分】

- ◆ 水産林務課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ◆ 長寿支援課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

【令和元年度実施分】

- ◆ 観光・クルーズ振興課（観光振興課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

【令和2年度実施分】

- ◆ 下水道総務課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ◆ 市民税課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ◆ 農林水産政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ◆ フードバレー推進課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- ◆ 水産林務課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ◆ 障がい者支援課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- ◆ 健康推進課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ◆ 会計課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- ◆ こども未来課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- ◆ 国保ねんきん課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 市民活動政策課
監査対象年度 平成28年度
監査実施期間 平成29年6月2日 ～ 平成29年6月29日

指摘事項	<p>八代市地域協議会活動交付金の均等割交付金額について、次のような八代市地域協議会活動交付金交付要綱と異なる算定が行われていた。</p> <ul style="list-style-type: none">・計算の基礎に交付金の予算総額が用いられていなかった。・二つの校区を合わせて一つの単位地区とし、他の単位地区の半額となっていた。 <p>今後の交付金算定にあたっては、要綱の見直しを含め適切に行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった八代市地域協議会活動交付金の均等割交付金額については、次のように八代市地域協議会活動交付金交付要綱（以下、「要綱」という。）を見直し改善しました。</p> <ul style="list-style-type: none">・計算の基礎に交付金の予算総額を用いていなかったことについては、「市長が別に定める額」と要綱を見直しました。・二つの校区を合わせて一つの単位校区とし、他の単位地区の半額となっていたことについては、「宮地又は宮地東を区域とする地域協議会は均等割交付金額の半額」と要綱を見直しました。 <p>今後は、八代市地域協議会活動交付金交付要綱と異なる算定がないように取り扱います。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 水産林務課
監査対象年度 平成 29 年度
監査実施期間 平成 30 年 10 月 22 日 ～ 平成 30 年 11 月 14 日

指摘事項	<p>②八代産材利用促進事業補助金について、補助金算定の根拠となる床面積を誤り、八代産材利用促進事業補助金交付要綱に基づく金額より多く交付されていた。</p> <p>事業補助金は、関係要領等に基づき、実績報告書等により補助対象経費等の内容を精査し交付額を決定するものである。</p> <p>多く交付された補助金については、返還を求めています。</p> <p>補助金交付事務については、要領等に基づき適正な事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった八代産材利用促進事業補助金については、多く交付された補助金については、返還していただきました。</p> <p>今後は、要領等に基づき適正な事務を行っていきます。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 長寿支援課
監査対象年度 平成29年度
監査実施期間 平成31年 1月 8日 ～ 平成31年 2月 5日

指摘事項	<p>②介護報酬返還金の債権管理について、原因となる証拠書類の保管、経緯等の記録が不十分で返還金対象者との折衝が中断しているものなどがあった。 このことについては、平成28年度定期監査において同様の指摘を行っていたが、改善がみられなかった。 介護報酬返還金の債権管理については、次のことに留意し、適切に行っていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・それぞれの原因となる証拠書類、経緯等の記録を適切に分かりやすく保存管理する・返還金額未確定の案件について、早急に今後の対応を検討する・滞納額に応じた、適切な額を設定した分納誓約書を徴取する <p>介護報酬返還金については、案件ごとに弁護士等に相談しながら、今後も継続して債権管理を行っていく必要がある。市としての対応、方針を定め、適切な事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>② 指摘のあった介護報酬返還金の債権管理について、案件全てにおいて弁護士相談を実施し、案件ごとに処理の方針を定め対応を行いました。 今後は、証拠書類、経緯等の記録を適切に保存管理するとともに、返還金の早期の確定、滞納額に応じた、適切な額を設定した分納誓約書の徴取等、適切な事務処理を行います。</p>

八市観ク第148号
令和3年3月29日

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 観光・クルーズ振興課（旧観光振興課）
監査対象年度 平成30年度
監査実施期間 令和2年1月8日～令和2年2月3日

指摘事項	<p>八代市日奈久温泉センターの修繕について、随意契約限度額以内となるよう任意に分割し、随意契約が行われていた。</p> <p>特別な理由がなく契約を分割し、随意契約を行うことは適正ではない。また、見積業者としてすべて同じ3者が選定されており、業者が固定化されている。</p> <p>「随意契約の手引」及び「見積業者の選定について」（令和元年8月1日付け八市契第616号）に基づき、透明性、公正性のある適正な事務を行うようにしていただきたい。</p>
改善内容	<p>一連の工事において、まとめて発注が可能なものについては、任意に分割することなく適正に契約をおこなうよう徹底します。</p> <p>また、「見積業者の選定について」に基づき、見積業者を入れ替えるなど業者が固定化しないように改善します。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 下水道総務課
監査対象年度 令和元年度
監査実施期間 令和2年6月12日 ～ 令和2年8月24日

指摘事項	<p>① 農業集落排水処理施設使用料の歳入事務において、平成26年度の滞納分に係る催告状を、5年経過後の令和元年度に送付しているものがあつた。</p> <p>農業集落排水処理施設使用料は、地方自治法の規定に基づき公債権とされ、債務者の時効の援用を要せず5年の経過によって絶対的に消滅する債権であるため、時効を経過し消滅した債権について、請求することはできない。</p> <p>地方自治法及び八代市債権管理条例に基づき、適正な債権管理事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>時効処理を年度当初のみ行っていたため、年度途中で発送した催告書には5年経過した使用料が残っていました。指摘以降の催告状を発送する際は、5年経過分を削除しています。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 下水道総務課
監査対象年度 令和元年度
監査実施期間 令和2年6月12日 ～ 令和2年8月24日

指摘事項	<p>②浄化槽使用料の歳入事務において、令和元年度5月分（4月使用分）以降について料金改定が行われていたにもかかわらず、改定前の料金で納入通知を行い、その後、改定分との差額を請求しているものがあつた。</p> <p>納入通知の際は、地方自治法第231条及び同法施行令第154条に基づき、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうか調査して調定しなければならない。</p> <p>歳入事務については、担当職員だけでなく、管理監督者においても確認を行い、適正な事務が行われるようチェック体制のより一層の強化を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>料金改定をする際は、システムで一括変更した後、公金振替分はエクセルへ入力しています。この入力作業は担当職員が行い完結としていたため、今後は管理監督者もチェックできるよう、金額を変更した分を決裁します。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 下水道総務課

監査対象年度 令和元年度

監査実施期間 令和2年6月12日 ～ 令和2年8月24日

指摘事項	<p>③農業集落排水処理施設の電話使用料について、11月分の支払いが2月に行われ、さらに延滞金を支出しているものがあつた。</p> <p>支払事務については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律や八代市会計規則に基づき、支払遅延がないよう速やかに支出命令を発しなければならない。</p> <p>今後は、会計事務処理を適時適正に行うとともに、管理監督者においても業務が滞っていないか把握し、支払いにあたって遅延がないよう十分注意いただきたい。</p>
改善内容	<p>再発防止策として、これまで担当だけで記入していた歳出確認表を、指摘以降は係長も確認し、2名体制で支払時期、金額を把握しています。</p>

八 代 市 監 査 委 員 様

八 代 市 長

定 期 監 査 結 果 に 対 す る 措 置 状 況 報 告 書 の 提 出 に つ い て

こ の こ と に つ い て 、 下 記 の と お り 提 出 い た し ま す 。

記

課 かい 名 市民税課
監 査 対 象 年 度 令和元年度
監 査 実 施 期 間 令和 2年 9月16日 ~ 令和 2年10月 9日

指摘事項	<p>軽自動車税の賦課事務において、次のような不適切な取扱いがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 非課税の四輪貨物自家用車に誤って課税したもの・ 特殊用途自動車（ボートトレーラー）の車種を誤り、軽四輪貨物（自家用）として課税したもの <p>今後は、同様の事例が発生しないように、マニュアル等の整備を行い、システム登録時のチェック体制を強化するなど、課税誤りの再発防止策を講じていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった軽自動車税の賦課誤りについては、同様の事例が発生しないように、システム改修を行い、また、マニュアルについても見直しをしました。今後は、年度末及び年度初めに係内研修等を実施し、賦課誤りの再発防止に努めます。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 農林水産政策課
監査対象年度 令和元年度
監査実施期間 令和2年9月16日 ～ 令和2年10月9日

指摘事項	<p>泉町山村活性化協議会に対して、山村活性化対策つなぎ資金として500万円が平成31年4月に貸し付けてあり、山村活性化対策つなぎ資金貸付要領において、償還期限は令和2年5月12日までとされているにもかかわらず、償還が令和2年6月2日となったことから、令和元年度の決算において収入未済となっていた。</p> <p>今後は、同要領や八代市債権管理条例等に基づき、収入未済とならないよう適正な債権管理事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった山村活性化対策つなぎ資金の償還金については、令和2年5月27日に金融機関にて納付をされたものの、市の入金処理の都合上、6月2日の歳入となり、令和元年度の決算において収入未済となったものです。しかしながら、償還期限は5月12日までであったことから、泉町山村活性化協議会と面談し、令和2年度の償還金については、確実に償還期限までに入金されるよう協議を行い、さらに収入未済とならないよう貸付先及び市の所管部署と密に連携をとり、適正な債権管理事務を行うよう改善しました。</p> <p>今後は、市債権管理条例等に基づき、収入未済とならないよう適正な債権管理事務を行います。</p>

指摘事項	<p>農事研修センターにおいては、土壌分析に使用するシアン化合物や塩化カリウム等の毒物及び劇物取締法の適用対象である毒劇物を保管しているが、保管庫の鍵が執務室入り口の壁に掛けてあり、誰でも解錠できる状態となっていた。</p> <p>また、毒劇物その他薬品の管理簿が整備されておらず、管理監督者による定期的な入出庫や在庫量の定期点検もされていなかった。</p> <p>「毒物及び劇物の適正な保管管理等のさらなる徹底について」（平成31年1月30日付け厚生労働省通知）等に基づき、鍵の管理者の選任、施錠できる場所での保管、管理簿の整備、在庫管理等を行い、盗難、紛失及び不正使用防止のために必要な措置を講じていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった保管庫の鍵については、施錠できるキャビネット内で管理し、鍵の管理者を所長とし、また、盗難及び紛失防止のため、執務室内の土壌分析室入口を退庁時に施錠するよう改善しました。</p> <p>また、指摘のあった毒劇物及びその他の薬品管理につきましては、管理簿の整備を行い、薬品の定期管理及び点検を行うよう改善しました。</p> <p>今後も盗難、紛失及び不正使用防止のために適切な管理を行います。</p>

<千丁農林水産地域事務所>

指摘事項	<p>千丁農林水産地域事務所で行っている「認定農業者同友会」の会計事務において、金融機関の払戻伝票の複数での確認が行われていなかった。</p> <p>証拠書類に基づいて払戻伝票が作成されていることを、管理監督者が確認した上で払戻伝票への押印を行うなど、複数で確認する必要があった。</p> <p>準公金の取扱いについては、共通指摘事項において記述したことに留意し、適正な会計事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった金融機関の払戻伝票につきましては、定期監査指摘後に、所長が確認した上で払戻伝票に押印し、担当者と所長の複数で確認するように改善しました。</p> <p>今後ともマニュアルに沿った事務処理を行います。</p>

<鏡農林水産地域事務所>

指摘事項	<p>塩浜地区排水路改修工事の発注において、令和元年11月に指名競争入札を行ったものの不調となり、歳出予算の繰越を前提として再度、契約担当課に入札依頼を行ったが、複数の業者が年度内に履行可能であることを理由に入札依頼を取り下げ、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号を根拠として随意契約が行われていた。</p> <p>同号においては、「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。」とされている。</p> <p>本案件においては、再度入札に付していないことから8号を根拠に随意契約することはできない。また、再度入札で指名すべき履行可能な業者もいることから、再度指名競争入札に付すべき案件である。</p> <p>今後は、地方自治法施行令及び「随意契約の手引」に基づき、適正な事務を行っていただきたい。</p>
------	--

改善内容	<p>指摘のあった指名競争入札時に不調となった場合の適正な契約事務については、指名業者を入れ替えて再度入札に付すべきでした。</p> <p>今後、同類の事案が発生した場合には、地方自治法施行令及び「随意契約の手引き」に基づき、適正な契約事務を行います。</p>
------	--

<東陽農林水産地域事務所>

指摘事項	<p>泉町花木園芸組合への助成金について、令和元年度は、団体運営補助として142,000円が交付されていたが、この団体の令和元年度決算においては、支出が39,648円で多額の繰越金が発生していた。</p> <p>八代市泉町農業関係団体助成金交付事務規定第10条により、支出額が予算額に比べて著しく減少したときは、助成金の交付の取消し又は変更ができるとされているため、助成金の変更等を行い返還請求を行うべきであった。</p> <p>補助金交付事務については、関係規定等に基づき適正な事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった泉町花木園芸組合への助成金については、令和2年10月6日臨時総会が開催され、東陽農林水産地域事務所側から令和元年度の市の助成金の取り扱いについては、八代市泉町農業関係団体助成金交付事務規定による助成額の変更(減額)が必要な旨説明を行いましたところ、当該団体側から令和元年度分は全額市に返還することが決定されました。</p> <p>これにより、令和2年12月14日付で、八代市長名による助成金交付取消通知により助成金の返還請求を行いました結果、同12月16日、当該団体からの返還金の入金を確認されました。</p> <p>また、今年度より助成金交付要領を改正し、事業補助として交付するよう改めました。今後は、事業の効果等を十分に精査するなど適正な助成金交付事務に努めます。</p>

指摘事項	<p>東陽農林水産地域事務所では、職員が雇用されており、賃金から雇用保険料個人負担分を控除しているにもかかわらず、当該協議会から労働保険料を支出せず、地区の他団体の予算から労働保険料が支出されており、雇用保険料個人負担分が他の事業に充当されていた。</p> <p>協議会職員の賃金から控除した雇用保険料個人負担分を他の事業に充てること、また、労働保険料を他団体から支出してもらうことは適正ではない。</p> <p>協議会の会計事務については、予算に基づいた執行を行うなど適正な事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった保険料については、令和2年度の事業から賃金から控除した雇用保険料に加え、事業主負担分の保険料も併せ、出納簿上にわかりやすく明記し、熊本労働局へ支払う形に改めました。</p> <p>今後は適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

指摘事項	<p>東陽農林水産地域事務所で行っている各種団体の会計事務において、次のような不適切な取扱いがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入・支出の伺が作成されていないもの ・ 収入の根拠資料が保管されていないもの ・ 支出伺と異なった金額を口座から出金しているもの ・ 職員による長期の立替払が行われているもの ・ 職員が会計事務を行うことについて、規約等で規定されていないもの <p>準公金の取扱いについては、共通指摘事項において記述したことに留意し、適正な会計事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった東陽農林水産地域事務所で行っている各種団体の会計事務につきまして、公金取扱マニュアルの見直しも行い、ご指摘事項に対する改善を行いました。</p> <p>なお、会計事務を行うことについて明記されていなかったものについては、規約を改正し、規約に地域事務所が会計事務を行うことを明記した上で事務を行うこととしました。</p> <p>今後はマニュアル、規約等に沿った適正な事務執行に努めてまいります。</p>

< 泉農林水産地域事務所 >

指摘事項	<p>林道占用の許可において、占有期間が1年未満のため占有料が免除されているものがあつた。</p> <p>林道については、道路占有料に関する条例を準用することとされているため、当該条例に基づき、占有期間が1年未満であるときは、月割をもって計算すべきであり、占有期間が1年未満という理由で占有料を免除することは適正ではない。</p> <p>今後は、林道占有料の免除について、条例等に基づき、適正に行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>ご指摘のあった案件については、県が発注した治山事業に係る占有であつたことから、占有期間が1年未満という理由で減免すべきではなく、八代市法定外公共物管理条例第8条第1項第1号（国又は地方公共団体が公共事業のため許可を受けたとき。占有物件：公共団体等が設ける架空の道路横断電線）に基づき免除すべきものでした。</p> <p>今後は、道路占有料に関する条例及び関係規定に基づいた林道の占有許可事務を行うよう改めます。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 フードバレー推進課
監査対象年度 令和元年度
監査実施期間 令和2年10月15日～令和2年11月9日

指摘事項	<p>香港における晩白柚プロモーション事業について、実施主体である熊本県やつしろ晩白柚ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）と業務委託契約を締結し、委託料が支払われていた。</p> <p>この事業は、協議会が実施主体であり、本市は会員であることから、協議会規約第11条第4項の規定に基づき負担金として支出すべきであった。</p> <p>今後は、協議会の規約に基づき、応分の負担金の支出を行い、適正な事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった熊本県やつしろ晩白柚ブランド推進協議会への支出については、令和3年度当初予算において、負担金として計上しました。今後は業務委託による委託料ではなく、規約に基づいた負担金として支出するよう取り扱います。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 水産林務課
監査対象年度 令和 元年度
監査実施期間 令和 2 年 10 月 15 日 ～ 令和 2 年 11 月 9 日

指摘事項	<p>②水産林務課で行っている各種団体の会計事務において、次のような不適切な取扱いがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・専用口座からの払出手続が複数で確認されていないもの・収入伺が作成されていないもの・支出の決裁伺に根拠となる書類が添付されていないもの・領収書等の証拠書類が適正に保管されていないもの・補助金の支払が遅れているもの <p>水産林務課では、多くの準公金を取り扱われていることから、共通指摘事項において記述したことに留意し、適正な会計事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった各種団体の会計事務については、下記のように改善しました。</p> <ul style="list-style-type: none">・専用口座からの払出手続は複数で確認します。・収入伺を作成します。・支出の決裁伺に根拠となる書類を添付します。・領収書等の証拠書類は適正に保管します。・補助金の支払は速やかに行います。 <p>今後は、上記のことに留意し、適正な会計事務を行います。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 障がい者支援課
監査対象年度 令和元年度
監査実施期間 令和2年11月17日 ～ 令和2年12月16日

指摘事項①	<p>年度末から出納整理期間中の歳入事務において、次のような不適切な取扱いがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 育成医療費負担金及び更生医療費負担金（国・県）について、交付確定通知に基づき令和元年度に調定を計上していたが、令和2年4月に収入されたことから、令和2年度の収入とし、令和元年度は収入未済とされ、令和元年度の決算が誤ったものとなっていた。・ 令和元年度熊本県特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業補助金について、令和2年3月の交付決定通知の時に調定を計上せず、令和2年度に調定を計上していた。 <p>これらは、令和元年度に債権が確定した現年度分のため、出納整理期間が適用され、令和元年度の収入として整理すべきであった。</p> <p>「会計事務の手引き」等に基づき、出納整理期間中の手続については誤りのないようにしていただきたい。</p>
改善内容①	<p>今後は、「会計事務の手引き」等に基づき、交付決定・確定通知の年度に調定を計上した上で、当該年度の出納整理期間内に収入があった場合は調定を起票した年度の収入とするよう取り扱います。</p>

<p>指摘事項②</p>	<p>手話奉仕員派遣事業委託及び要約筆記奉仕員派遣事業委託について、実績報告書を精査することなく委託料を支払い、過払いや未払いとなっているものがあった。</p> <p>実績報告書を再度確認し、必要な事務手続を行っていただきたい。</p> <p>今後は、実績報告書及び請求書の内容確認を十分に行い、適正な事務を行っていただきたい。</p>
<p>改善内容②</p>	<p>過払いの委託料については、速やかに返納いただきました。また、未払いの委託料については、差額分について速やかに支払いを行いました。</p> <p>今後は、実績報告書及び請求書内容について担当者及び担当係長、課長補佐による確認を徹底し、適正な事務を行います。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 健康推進課

監査対象年度 令和 元年度

監査実施期間 令和 2年 11月17日 ～ 令和 2年12月16日

指摘事項	<p>保健センターにおいては、フッ化物洗口に使用する劇薬を保管しているが、保管庫の鍵は施錠されていないキャビネットに保管されており、誰でも解錠できる状態になっていた。</p> <p>また、薬品の管理簿が整備されているが、管理監督者による入出庫や在庫量の定期点検が行われていなかった。</p> <p>熊本県のマニュアル等に基づき、施錠できる場所での保管、在庫管理等を行い、盗難、紛失及び不正使用防止のために必要な措置を講じていただきたい。</p>
改善内容	<p>ご指摘がありましたフッ化物洗口に使用する薬品の保管庫の鍵については、管理監督者が管理するように改善しました。また、入出庫や在庫量の定期点検については、月1回、管理監督者の立ち合いの下で実施し、点検後に管理監督者が薬剤出納簿へ検印を行うように改善しました。今後は、熊本県のマニュアル等に基づき、適正な薬剤管理に努めます。</p>

八市会第 492号
令和3年3月22日

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 会 計 課
監査対象年度 令和 元年度
監査実施期間 令和 2年 11月 17日 ~ 令和 3年 12月 16日

指摘事項	<p>③ 基金の繰替運用に伴う利子について、一般会計から基金に0.1%の利率で支払われていたが、その決定が会計管理者で行われていた。</p> <p>基金の繰替運用は、会計管理者の権限ではなく市長権限であるため、主管課である財政課で決裁事務を行う必要があった。</p> <p>財政課と協議し、適正な事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった基金の繰替運用に伴う利子の決定にあたっては、主管課である財政課と協議し、今後は財政課で決裁事務を行うよう改善しました。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 こども未来課
監査対象年度 令和元年度
監査実施期間 令和3年1月6日 ～ 令和3年2月1日

指摘事項	<p>① 母子生活支援施設入所措置費負担金（国・県）について、交付決定通知等に基づき令和元年度に調定を計上していたが、令和2年4月に収入されたことから、令和2年度の収入とし、令和元年度は収入未済とされ、令和元年度の決算が誤ったものとなっていた。</p> <p>これらは、令和元年度に債権が確定した現年度分のため、出納整理期間が適用され、令和元年度の収入として整理すべきであった。</p> <p>「会計事務の手引き」等に基づき、出納整理期間の手続については誤りのないようになさっていただきたい。</p>
改善内容	<p>今後は、調定及び収入の取扱いについて、「会計事務の手引き」等に基づき、適正な処理を行います。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 こども未来課
監査対象年度 令和元年度
監査実施期間 令和3年1月6日 ～ 令和3年2月1日

指摘事項	<p>② 平成30年度に複数年の設置許可が行われている太田郷ひびき保育園内の本柱1本について、令和元年度以降、電柱等占用料の調定の計上及び請求が行われていなかった。</p> <p>令和元年度分及び令和2年度分の電柱等占用料について、速やかに調定を計上し相手方への請求を行っていただきたい。</p> <p>なお、継続分の電柱等占用料については、今後は年度当初に調定の計上及び請求を行うようにしていただきたい。</p>
改善内容	<p>令和元年度及び令和2年度分の電柱等占用料について、指摘後直ちに調定を計上し、相手方への請求を行いました。両年度分ともに収納を確認しております。</p> <p>今後は、電柱等占用料について、適切な時期に調定の計上及び相手方への請求を行います。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 国保ねんきん課
監査対象年度 令和元年度
監査実施期間 令和3年1月6日 ～ 令和3年2月1日

指
摘
事
項

- ① 一般被保険者第三者納付金（以下、「第三者納付金」という。）の債権管理において、次のような不適切な取扱いがあった。
- ・ 第三者納付金の求償事務は熊本県国保団体連合会（以下、「国保連」という。）に委託しているが、令和元年度の過年度分の調定額9,762千円に対し、収入額128千円、収納率1.3%と非常に低くなっており、収入未済が長期化していた。
 - ・ 国保連に求償事務を委託していない滞納案件について、分納不履行の滞納者に対し、年度当初に分納納付書を送付した記録が管理台帳にあるのみで、催告や納付指導を行っていないものがあった。
- 第三者納付金は私債権のため、強制的に取り立てるためには裁判所に申し立てる法的手続が必要となるが、国保連には委任できず、債権者（保険者）である市町村のみが強制執行の申立てができること、収入未済が長期化していることから、債権回収において何らかの見直しが必要と思われる。
- 今後は、国保連及び納税課債権対策室と連携強化し、分納不履行者に対しては催告状の送付や納付指導を行うなど、八代市債権管理条例、「八代市債権管理マニュアル」に基づき、適正な債権管理事務を行っていただきたい。
- ② 高額介護合算療養費の給付事務において、世帯全員分の医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合算し年間の限度額を超えた場合、その超えた分を高額介護合算療養費として支給すべきところ、世帯主及び介護保険対象者分の医療費のみを控除し、他の世帯員の医療費を控除せずに算定したことから、平成29年度以降に支給した高額介護合算療養費2人分について、406,900円が過払いとなっていた。
- 今後は、有効なマニュアルの作成やチェック体制の強化など、再発防止策を講じていただきたい。

- ① ご指摘のあった第三者納付金の債権管理におきましては、納税課債権対策室と協議を行い、強制執行にあたっては可能な資力を滞納者が有しているかどうか聞き取り調査等により確認の上、債権移管等の必要な連携を図ることといたしました。令和3年4月に催告書及び納付書を滞納者に送付後、委託先である国保連の求償担当者と共に滞納者の自宅を訪問し、資力確認の聞き取り調査及び増額交渉等を行ってまいります。
- また、今後の債権管理に当たりましては、年2回（4月、10月）の催告状の送付を徹底するとともに、納付が滞っている滞納者に対しては適宜納付指導を行ってまいります。
- ② ご指摘のあった高額介護合算療養費の過払いにつきましては、その原因となった重度心身障がい者医療費助成の支給額確認漏れを防ぐために、事務マニュアルの修正を行いました。また、担当者・副査による支給額の二重チェックを徹底するとともに、支給決定を行うにあたっては重度心身障がい者医療費助成担当課への合議を行うよう改善し、再発防止を徹底します。